

受診の際は、 マイナンバーカードを。

あなたのマイナンバーカードをお持ちいただければ、
同意することで、健診情報や処方された薬の情報などを見られるので、
医師もそれらの情報に基づいた診療が行えます。

患者さまへ

診療に正確な情報を活用するため、
マイナ保険証をご利用頂き
情報の提供に同意して頂く様
ご協力の程お願い致します。



ご協力の程よろしくお願い致します。

カンタン
受付！ カードリーダーに
マイナンバーカードを置いてください



× カバーあり ✓ カバーなし



✓ 縦向き

- ✓ 顔写真を表にして縦向きに置き、
つきあたりまで押し当ててください
- ✓ カバー等は外してください

マイナンバーカードを置いた後は 画面の指示に従って操作してください



受付完了後はマイナンバーカードを
忘れずにお取りください！

※万が一、カードリーダーにご自身以外の名前が表示された場合は、受付までお知らせください。

患者の皆さま、 マイナンバーカードで 受付してください ✓

今回お持ちでない方は、次回からご持参ください

一人ひとりの過去の薬剤・診療情報などに基づいたより良い医療が受けられます



2024年12月2日から 現行の健康保険証の新規発行は終了します

1. 12月2日時点で有効な健康保険証は最長1年間です。
2. 12月2日以降、健康保険証として利用できるマイナンバーカードがお手元ない方には、現行の健康保険証が使えなくなる前に「資格確認書」を順次交付します。
3. カードの券面にある電子証明書の有効期限にご注意ください。マイナポータルでも確認できます。期限切れの場合は市区町村窓口で再発行してください。
4. 医療機関・薬局の窓口でカードが利用出来ない場合も、適切な自己負担（3割等）のもと、保険診療が受けられますので、安心して受診してください。

保険証についてのご案内

マイナンバーカードは
持ち歩いても
大丈夫



是非ご利用願います



ICチップには、医療情報、税や年金などのプライバシー性の高い個人情報が入っていません。



紛失したときでも、マイナンバー総合フリーダイヤルでは24時間365日体制にてカードの一時利用停止を受け付けています。

マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

マイナンバーカード等

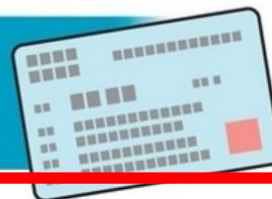
050-3818-1250

その他

050-3816-9405

医療機関の受診時に利用できるカード類

健康
保険証



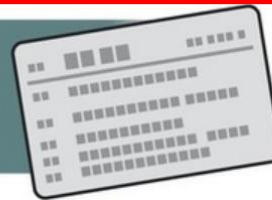
12月2日から新規発行停止。発行済みの場合は最長1年間利用できる

マイナ
保険証



マイナンバーカードに健康保険証の機能を搭載。マイナカードを取得し、利用登録することで利用できる

資格
確認書



マイナ保険証を持っていない人に12月以降、順次送られる。保険証代わりに使える。有効期限は最長5年